



## 年金

「現況届」の提出が  
原則不要となります

国民年金受給者の皆さんから、毎年誕生月に現況届を提出していただいていたのですが、住民基本台帳ネットワークシステムを利用しての現況確認が可能となったため、12月生まれの方から、原則として現況届の提出が不要となりました。

ただし、次の方は引き続き現況届の提出が必要です。

- 社会保険庁で保有している本人基本情報（氏名・性別・生年月日・住所）と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が一致しない方  
別途、通知します。

- 加給年金を受けられている方で、生計維持確認届の提出が必要な方  
別途、生計維持確認届を送付します。

## 12月の納税

固定資産税 第3期  
国民健康保険税 第6期

口座振替日は  
銀行・信金・郵便局 } 12月25日(月)  
農協

※農協の引落日は12月のみ25日となります。  
～ 税金で きれいで便利な 町作り ～

- 障害年金を受給している方が所得状況の確認が必要な方は、従来どおり所在地の市町村に現況届の提出が必要です。
  - 障害の程度について確認が必要な方は、社会保険庁から送付する診断書が必要です。
- なお、厚生年金も同様に現況届が不要となります。詳しくは、社会保険事務所へお問い合わせください。
- 問い合わせ  
松山西社会保険事務所  
☎ 925-5105

## 税

農業所得の

収支計算について

(その4)

農業所得を計算するうえで必要な収入金額、必要経費について説明してきましたが、来月には、いよいよそれらを基に集計していただく時期となります。

集計には、収支内訳書などの集計表をお持ちでない場合でも、皆さんが分かりやすいものであれば、どういったものに集計していただいても結構です。

集計にあたり、これまでの記事と重複するところもあるかとは思いますが、注意点をもう一度整理しておきましょう。

### 収入金額

- 自家保有、自家消費分も収入金額に計上します。
- 販売分だけではなく、自家消費あるいは保有しているものについても、収入金額を計算し、計上してください。

### 必要経費

- 農業に関するものだけが必要経費となります。
- 日常生活と農業の両方に使用しているもの（例：光熱費など）は、使用時間や使用日数などを基に農業使用割合を計算し、あん分して必要経費に計上します。
- （全額経費にならないことがありますので、ご注意ください）

農業所得の収支計算は、決して難しいものではありません。広報まさき掲載記事などを参考にしながら、皆さんが保管されている資料を集計し、収支内訳書を作成して申告をしていただきたいと思います。

また、確定申告期間中（2月16日～3月15日）に松前町役場申告専用会場で申告相談をされる場合、収入や経費の集計をされていないと長時間お待たせしたり、会場が込み合ったりします。必ず集計をしていただき、収支内訳書についてもできる範囲で作成をされてから申告相談にお越しになるようお願いいたします。

なお、集計あるいは収支内

## 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

毎年12月10日～16日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが定められました。

我が国の国民的課題である拉致問題の解決や北朝鮮当局による人権侵害について、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされるなか、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎ 985-4110

訳書を作成するにあたり、分からないことなどありましたら、気軽にお問い合わせください。